

公益財団法人日本漢字能力検定協会
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本漢字能力検定協会（以下「この法人」という。）の定款第14条及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第89条、第105条及び第196条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務先とする者をいい、定款第25条に定める代表理事及び常任理事のことをいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤理事以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費交通費（宿泊費含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事及び監事の報酬は月額とし、非常勤理事に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支給することができる。
- 3 常勤理事の退職に当たっては、当該役員の就任期間及び役位等に応じ退職手当を支給することができる。
- 4 評議員には、定款第14条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤理事の報酬年額は、別表第1に定めるそれぞれの金額の範囲内とし、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

- 2 非常勤理事に対する報酬は別表第2「非常勤理事の報酬」に定める定額とする。
- 3 監事の報酬総額は別表第3「監事の報酬」に定める金額の範囲内とし、各々の監事の報酬額は、評議員会が決議しない場合においては、監事の協議によって定めるものとする。
- 4 各評議員の報酬等は、定款第14条に定める金額の範囲内において別表第5に基づき支給するものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬等は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって毎月一定の日に支払うものとし、非常勤理事及び評議員にあっては、理事会又は評議員会出席等、必要の都度、支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(退職手当)

- 第7条 常勤理事に対する退職手当は、別表第4「常勤理事の退職手当の算出要領」に定める算式により算出される額とする。
- 2 前項の退職手当は、常勤理事として就任後、満2年以上円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

(通勤手当)

第8条 第4条に定める報酬の他、常勤理事には、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支給する。

(費用)

第9条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(講師及び原稿執筆謝金等)

第10条 非常勤役員及び評議員がこの法人よりセミナー講師または原稿執筆等を依頼されたときは、別に定める役員等への謝金支給に関する規程に基づき支給する。

2 前項については、第2条第5号に定める報酬とは明確に区別されるものとする。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議を要する。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、公益財団法人日本漢字能力検定協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
2. 平成27年4月1日に改定・施行された定款の語句・条文に修正。（平成28年6月10日）

別表第1 常勤理事（代表理事及び常任理事）1人あたりの報酬

代表理事 年額 1600万円までの範囲内
 常任理事 年額 1500万円までの範囲内

別表第2 非常勤理事の報酬

理事会出席の都度、日当として1人一律 70,000円

別表第3 監事の報酬

監事1人あたり 年額 180万円までの範囲内
 監事は外部有識者による非常勤とし、理事会及び評議員会に出席するほか、監事監査等を行い、この法人の業務・運営を監査する。

別表第4 常勤理事の退職手当の算出要領

(算出数式) 報酬月額×在職年数×係数

※ ただし、常勤理事在職期間中に役職を異にすることがあった場合には、その役職別期間に対応して退職手当を算出するものとする。

(在職年数) 在職年数に1年未満の端数があるときは、次表により年数に換算する。

ただし、1ヵ月未満は切り捨てる。

<端数月換算表>

端数月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
換算年数	0.08	0.17	0.25	0.33	0.42	0.50	0.58	0.67	0.75	0.83	0.92

(係 数) 代表理事 1. 5
 常任理事 1. 0～1. 3 (在任中の功績に応じ、代表理事が理事会の承認を得て決定する。)

別表第5 評議員の報酬

評議員会出席の都度、日当として1人一律 70,000円